別表２　補助上限額の詳細について

●別表１妊孕性温存療法の第３欄（１）で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	(胚解凍)	薬品投与	凍結胚移植		妊娠の確認
				胚移植	黄体期補充療法	
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	１１万円					

●別表１妊孕性温存療法の第３欄（２）で凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	卵子解凍	採精（夫）	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
					胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A　新鮮胚移植を実施	３０万円										
B　凍結胚移植を実施	３０万円										
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	１１万円										
E　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	３０万円										
F　受精できず、または、受精したが胚が発育せず	３０万円										

●別表１妊孕性温存療法の第３欄（３）で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療

治療内容	助成上限額	採卵まで			採精（夫）	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A　新鮮胚移植を実施	３０万円												
B　凍結胚移植を実施	３０万円												
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	１１万円												
D　人工授精を実施	１万円												
E　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	３０万円												
F　受精できず、または、受精したが胚が発育せず	３０万円												
G　採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止	１１万円												
H　卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止	対象外												
I　排卵準備中、体調不良等により治療中止	対象外												

●別表１妊孕性温存療法の第３欄（４）又は（５）で凍結した精子を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	採卵まで			(精子解凍)	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A　新鮮胚移植を実施	３０万円												
B　凍結胚移植を実施	３０万円												
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	１１万円												
D　人工授精を実施	１万円												
E　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	３０万円												
F　受精できず、または、受精したが胚が発育せず	３０万円												
G　採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止	１１万円												
H　卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止	対象外												
I　排卵準備中、体調不良等により治療中止	対象外												